

権力と企業

—その関係の歴史的変遷から見る公共の利益 (1)

來 生 新¹⁾

Political power and corporation

—evolution of public interest and private interest relationship from
middle age Europe to modern Japan

Shin KISUGI

ABSTRACT

Japanese traditional public utility regulation systems are changing greatly since the end of the 20th century. Not only in Japan, but also worldwide the relation between government and enterprise has been changing from the collapse of socialism. The ideology of Socialistic-Capitalism in China is one of the most representative examples of the phenomena and even the United States of America, which has had very strong belief in the free enterprise system, seems to be losing its confidence in its traditional way of thinking after the Lehman Brothers shock last year. We are in a chaotic situation concerning the norms that regulate the relation between government and market.

This article intends to analyze the relation from a historical view point. How the relation has evolved and how the concept of public interest has changed is the main theme of this article.

Because of the upper-limit of the total volume for an article of this university journal, the whole of this article is divided into three parts. As the first part of the whole discussion, this article treats the purpose and the methodology of this article, the basic explanation of the feudal system of middle age Europe, and the social and economic function of water wheel for that day and age which I find the origin of public utility characteristic.

要 旨

わが国において伝統的な公益事業規制の諸制度が大きく変わりつつある。わが国のみならず世界的に見ても、20世紀末の社会主義の崩壊後の各国、とりわけ社会主義市場経済のイデオロギーを標榜する中国において、また昨年秋のリーマンショック後には、free enterpriseの理念を掲げるアメリカにおいても、伝統的な政府と企業の関係に大きな変化が生じつつあるように見える。資本主義における政府と企業の関係モデルも、社会主義における同様のモデルも現実を説明する力を失って、われわれの政府と企業のあるべき関係の理解は混沌としている。

このような政府と企業関係を、中世ヨーロッパから、近代国家の成立を経て今日に至るまでの歴史的なコンテキストの中で再検討し、それぞれの時代において企業と権力主体の関係を律する規範がどのようなものであったのか、換言すれば、それぞれの時代において公共の利益と私益との関係がどのように位置づけられたのか、を検討することが本論文の最終的な目的である。

本稿はその(1)で、本稿の目的、採用する方法についての検討、議論の出発点である中世ヨーロッパの権力についての基本的な解説、公企業特許の一つの起源と考えられる水車の中世社会における経済的、法的な状況の解説を行うものである。

¹⁾ 放送大学教授 (「社会と産業」コース)、昆明理工大学客座教授

はじめに―本稿の執筆の経緯と目的

2008年9月、リーマン・ブラザーズの破産申請はアメリカの金融市場の崩壊を引き起こし、世界的な景気後退を導いた。1929年の大恐慌以来と評された深刻な経済不況に、各国政府はさまざまな対応を余儀なくされた。

しかし、本稿の執筆に着手した2009年8月末の時点で、最も深刻な状況にあったアメリカ経済も底を打ちつつあるとの報道がなされている。また、アメリカとは対照的に、中国はいち早くその影響を脱し、世界的な経済回復の原動力として高い経済成長率を維持している。建国60周年祝賀を合言葉に高い率の成長を続けた中国が世界経済を主導する形で、一年弱という短い時間の中で、わが国を含む各国の状況も最悪の状況を脱し、世界経済全体の先行きに対する見通しが回復しつつあるといつてよい。

このようなタイミングで開始した本稿の執筆の経緯と目的を説明するために、この数カ月の筆者の私的な状況を説明しておく必要がある。

筆者は、本論文の執筆を開始する半年前、2009年3月末に横浜国立大学を辞し、5月に新たに放送大学に採用された。横浜国立大学時代の最後の10年ほどは、主として大学の管理業務に携わり、研究者としては現役を実質的に引退しつつあると自覚せざるを得ない状況にあった。5月に職場が変わったことを契機にして、そのような状況を改め、研究者としての再スタートを切りたいと考えた。ちょうどそのタイミングで、2009年6月上旬からの4カ月弱の期間、中国雲南省の昆明理工大学法学院における客座教授として招聘を受けた。

この期間の中国滞在生活で、世界的な大不況の中にあって、なおすさまじい勢いで前進し続ける中国の「社会主義市場経済」の実態を見て、中国の大学院生に接しながら、さまざまなことを考える自由な時間を豊富に持つことができた。ちょうどその間に、新任校である放送大学から、年度末に発行する紀要への投稿を促す事務連絡を受けた。またそれに先立って、雲南理工大学と客員教授の契約を結ぶ中で、同大学からは、同大学客座教授の肩書で、09年度末までに日本の著名な雑誌に論文を一本発表することを義務付けられていた。

放送大学の紀要がわが国における著名な雑誌に該当するかの評価は他にゆだねるとして、筆者は、偶然生じたこの二つの機会の重なりを利用して、放送大学の紀要に論文を執筆することが、お世話になった両大学に対する責務であり、またおのれ自身の経済法研究者としての再スタートにとっても大きな意味を持つことだと考えた。

世界的な大不況のさなかに、プラス成長を続ける中国に滞在するという環境下で執筆を開始する論文であるので、筆者は、この環境を生かした論文を書こうと

考えた。すなわち、社会主義の崩壊以来、論文として形にする時間を持てなかったが、経済法研究者として見逃せないと考えていた諸問題を下敷きにして、このたびの世界的不況の中で改めて顕在化した問題を対象とする論文を書こうと考えたのである。

まず、執筆する論文は、現代における市場と政府の関係を、企業と政府という視点から、歴史的にも領域的にも、できるだけ広く、時代を超えて両者の関係全体をカバーする論文にしたいと考えた。議論の軸は日本に置きたいとも考えた。

筆者は、横浜国立大学時代には、博士課程の学生の論文指導の際に、取り扱う課題を広げすぎて、焦点が定まらない散漫なものになることを回避すべしと、繰り返し指導してきた。今回、自らその禁を犯す可能性のある試みに、あえて挑戦しようと考えたのである。その理由を、本稿の問題意識を示すことをかねて、以下に整理しておく。

第1に、ベルリンの壁の崩壊に象徴される20世紀末の社会主義の衰退という現象を、経済法学の立場から見直すことが必要だと考えた。第2次大戦直後に生を受けた世代として、学生時代にある意味で知的な主流であった社会主義について、自分なりの総括をすべきだと考えたのである。

われわれの世代は、社会主義と資本主義という二つの経済体制モデルに基づいて、市場と政府のあるべき関係についての理念を形成し、それによって現実の諸現象を理解してきた。冷戦時代においては、資本主義国家と社会主義国家が現実に対立していた。そのような現実下では、市民社会における夜警国家と自律的に発展する経済社会という、国家と社会の二元的構成論を基礎にした自由主義のモデルと、生産手段の公有と計画的資源配分を主要な要素とする社会主義のモデルの対比は、われわれの現実認識を助ける力をそれなりに実質的に持つものであった。

社会主義の崩壊は、このような長年慣れ親しんだ現実認識の枠組みを喪失させるものだった。資本主義と社会主義の理念型、あるいはそれを前提にした政府と市場の関係の理念型は、「社会主義市場経済」を標榜する中国についても、さらに言えば、リーマンショックの中でのGMの国有化に象徴されるアメリカ政府の対応についても、現実の政府の企業に対するさまざまな政策を、体系的に認識しその将来を予測する力をほとんど喪失させている¹。

まして今日の問題は、ボーダレスな経済活動の進展の中で、ある国の経済政策のインパクトが、瞬時に各国に伝わることにある。そのような相乗的な影響を受ける政府と市場の関係、とりわけ政府と企業の間を、伝統的な資本主義と社会主義モデルの対比を超えて理解する枠組みをいかにして形成するのか。政府と市場、あるいは政府と企業の間を律する規範原理をどのようなものとしてとらえるのか、明確な回答が出せないまでも、第二次世界大戦後に生を受けた世代として、自分なりにこの問題に取り組む努力をすべきだ

と考えた。

第2に、この10年を振り返ってみると、筆者は研究者としての限られた時間の相当部分を、日本の「公益事業規制」の変遷をフォローする研究に費やしてきた。規制緩和の進行という軸にそって、ある種の歴史的なアプローチを行ってきたこの10年の研究を総合して、昨今の政治状況の変化を踏まえて、改めて政府と市場の関係を公益事業規制という視点から検討し直すことが必要だと考えたのである。

規制緩和の進展によって公益事業のあり方は大きく変換し、多くの伝統的な公益事業が、以前の面影を全く持たないものになった。伝統的な行政法学と経済法学においては、公益事業規制の理論の基礎には、いわゆる警察許可と公企業の特許概念の対比が置かれていた。公企業の特許という古い概念そのものに直接的に依拠することはないにせよ、これまでの理論は、そこから公益事業規制の特殊性を説明していたと言ってもよい。

そこには、警察的規制を本来の任務とする夜警国家における、「別種の公共性」を確保するための特別領域としての「公益事業規制法」という、市民社会の資本主義モデルを下敷きにした理論的前提があった²と整理しうるのである。

しかし、のちに詳しく見るように、伝統的な公益事業概念によって、電気通信や電気などの各種公益「事業法」の現在の状況を十分に説明することはできなくなっている。今日非常に多く観察される、独禁法と事業法制的の併存現象、すなわち行政による特定産業ないしは特定企業に対する非警察的な規制の存在という現象について、経済法と行政法の理論は十分に体系的な説明を施せていない状況にある。

法律学の任務が与えられた法の解釈だけでよいとすれば、独禁法と事業法という異なる原理に立つ法制度の併存をただ現象として受け入れて、その上でそれぞれの条文の解釈を整合的に行う努力を重ねればよい。しかし、その場合でも、そもそも異質の規範原理に立つ³二つの法制度の関係の合理的な説明なしに、それぞれの法条の適用の優先関係を論ずることはできな

い。また、仮にそれが異なる原理に立つものではないとすれば、二重の法規制の意義がどこにあるかの説明が求められることになる。

市場での競争の場面におかれた公益事業の特殊性、別の観点でいえば、競争が結果的に確保する「見えざる手による予定調和」の言葉に象徴される「公共性」と、公益事業法が直接的に競争を排除して確保しようとしてきた「公共性」が、今日どのような関係にあると理解されるかの理論的な説明が求められていると考えたのである。

第3に、このような問題を、公的主体による公共財の供給と一体的にとらえて分析する必要があると考えた。

従来の公益事業規制の理論は、各事業が公益事業化される歴史的経緯を捨象している。経済法学の公益事業規制の理論は、市場の失敗の経済理論を結果的に取り入れて、経済理論の枠組みに合わせて現実を説明するものになっている。そのために、公益事業の各論的な議論で、そのような理論体系に合わない現実の説明が十分になされていなかった。一例をあげれば、道路運送事業がなぜ公益事業として規制されたか、筆者は昔から、理論的には説明が十分につかない部分があると考えていた。

郵便制度の歴史において、日本の道路運送事業の公益事業化は、前島密が郵便事業を国の独占事業としようとした時の、江戸時代以来の飛脚会社の郵便事業からの撤退の代償として、貨物運送の独占的な事業継続の保障がなされたことに由来する⁴。貨物運送事業にネットワークの規模の経済性が存在しないわけではない（飛脚会社は江戸幕府による特許企業であった）。しかし、一方で、個別に当該産業の歴史を見て、それがなぜ政府の独占の保障とかかわる産業とされたかの、各論的な議論と市場の失敗の理論との付き合い合わせが必要だと考え、他方でこのような視点での論文の準備をする過程で、特許企業と権力主体の供給する公共財との関係を改めて整理する必要があると考えたのである。

第4に、そのような歴史的検討をするということ

1 日本についていえば、1980年代のアメリカで、日本の市場経済の特殊性を強調する「日本異質論」が強く主張されたことは記憶に新しい。

今の時点で振り返ってみれば、当時のアメリカから見れば、日本は自らそう名乗らなかったが、「社会主義市場経済」に他ならないように見えたということであろう。われわれ日本人が、中国の「社会主義市場経済」の分かりにくさを論ずるのは、当時のアメリカ人から見れば、「目くそ」が「鼻くそ」を笑うようなものと言われるのかもしれない。

その意味で、視点にもよるが、日本の経済制度は、当初から資本主義モデルと社会主義モデルの単純な対比では理解し難い要素を持っていたともいえる。

2 警察規制は、規制の前提として一定の形式的要件を満たすことだけを法が要求し、規制の内容も、個別企業の市場への参入と退出、その他の企業の意思決定に法が関与しない。その意味で、警察規制は企業の行動の規律を市場の規律にゆだねるもので、まさに市民社会における自律的な経済社会の発展原理を具現化するものである。

これに対して、企業の参入、退出、価格等の重要な企業的意思決定について、行政が介入し、それらを規制の対象とする公益事業規制は、市場の自律的な規制に委ねられない特別の理由として、規模の経済性の確保の必要等を上げ、独占の容認と組み合わせでその特殊性、すなわち企業の公共性を説明するものであった。

3 このような認識それ自体がそもそもの問題となるが、少なくとも歴史的にはそうであったことは事実である。そうであるがゆえに事業法に対する独禁法の適用除外が広範に存在し、論理的には国法体系の整合性を確保していたのである。

4 拙稿「郵便の国家独占と競争」横浜国際経済法学1巻1号（平成5年）130～132頁

は、政府と市場における企業との関係を、公共財の政府による直接供給、ある種の特別の財やサービスの供給に関する公企業の特許という手法による供給への介入、それ以外の財やサービスの供給に関する警察的規制による公共性の確保という枠組み全体を、歴史的に見直すことだと考えた。

歴史の継続性の中で、企業と政府の関係について、少なくとも主権国家の近代的観念が確立する以前の中世ヨーロッパで、政府の形をとるに至っていない封建的な諸「権力」が経済的な活動をどのように行い、規制しようとしたか。そこから権力が経済とどのようにかわり、特定の企業ないしは経済活動の公共性がどのように観念されてきたのか。それが近代市民国家の公共性理論にどのような影響を与え、今日に至っているのかを検討する必要があると考えた。これが本稿のタイトルに、「政府」ではなく「権力」という言葉を用いることの理由でもある。

このような問題意識を持つにいたったのは、マイケル・マン 森本醇・君塚直隆訳『ソーシャル・パワー：社会的な力の世界歴史Ⅰ』（NTT出版 2002年）およびジョン・ミクルスウェイト エイドリアン・ウールドリッジ 鈴木泰雄訳 日置浩一郎・高尾義明監訳『株式会社』（ランダムハウス講談社 2006年）によるところが大きい。両書がともに指摘する、権力主体と企業の歴史的な分析という発想に、大いに触発されたのである。

第5に、筆者はこのような作業をすることを通じて、みずからのこの10年余りの研究の諸成果の総合しようと考えた。

先に述べたように、筆者は、この10年間、明治から今日の規制緩和の進行に至るまでのわが国の政府と企業との関係を、法的な観点で追跡する作業を行ってきた⁵。研究者としての再出発と、年齢的にも研究者としての最終段階であることを考え、このような作業を全体として取りまとめて、一般化する作業をしたいと考え、その各論的な準備がこれまでの研究でそれなりに整っていると考えた。過去の自らの研究を改めて総合する作業をしてみたいと考えたのである。

最後の理由は、2009年の日本の総選挙における自由民主党から民主党への政権交代との関係で、政権交代による経済関係の諸制度の変化がどのようなになるか、そもそも経済政策を律する法的、非法的な規範が今日の日本で存在するのか、しないのか、存在するとすればどのようなものかを考える必要があると考えたことである。

この問題は、わが国の憲法が経済政策関連の立法に関して、生存権的社会権の保障と自由主義的な財産権保障の間で、立法府にほとんど無制限と言っても良いほどの広範な立法裁量権を与えていることにかかわる問題である。成文憲法を持たないイギリスの議会の権能について、男を女にし、女を男にすること以外は何でもできるという有名な言葉がある。必要があれば議会はそのような立法でも可能だという割り切りは一つの現実主義的な考え方であろう。

しかし、哲学的にいえば、そのような割り切りの意味するところは、議会における各政党の提示するその時々を政策を、体系的に批判的に検討する基準を国民が持たないということである⁶。

筆者は、規範論としての法律学が、そのような基準を提示することは実質的に不可能であると考えた。しかし、一方で、規範論として経済政策立法を体系的・総合的・批判的に検討する基準の構築はできないにしても、過去の歴史との関係で経済政策立法、とりわけ権力・政府と企業との関係がどのような変遷をたどり、どのような振れを示してきたかを整理することが、政権交代の結果、ますます先行きが見えない今後のわが国の政府と企業との関係の理解にとって、何らかの意味があるのではないかと考えた。

放送大学に移籍し、教養学部の所属となったことを契機に、伝統的な法律学の枠組みを少し離れて自由にさまざまな議論をしてみたいと考えたのである。

このような目的の下と全体構想の下で執筆を始めたが、放送大学紀要の原稿枚数の制限（4万字以内）と締め切りのタイミングもあり、全体を一論文として取りまとめることが不可能であることが、執筆途中で明らかになった。それゆえ、当初の構想の全体を3つに分けて連載の形で取りまとめることとした。本稿は「権力と企業 その(1)」であり、全体のねらいと方法論、中世の権力像の概観と、公企業の原型と本稿が位置づける水車に関する叙述の初めの部分をカバーするにとどまるものであることを、あらかじめお断りしておきたい。

第1章 権力と支配圏の経済 —本稿の方法的基礎理論

本章では、この論文で取り扱う問題の「幅」を説明し、それをどのような手法で検討するのかを論ずる。

5 拙稿「政府による企業経営」碓井光明・来生新他編『岩波講座 現代の法8 政府と企業』（岩波書店 平成9年）3～34頁
拙稿「事業法による料金認可と独禁法」西谷剛 藤田宙靖 磯部力 碓井光明 来生新編『政策実現と行政法』（良書普及会 平成10年）429～448頁

拙稿「公益事業規制の法理論と自由化」藤原純一郎 矢島正之編『市場自由化と公益事業』（白桃書房平成19年）27～83頁

拙稿「港湾の公共性概念の変遷」日本港湾協会編『新日本港湾史』（静山堂書店 平成19年）853～884頁

6 第二次大戦後、労働党と保守党の間の政権交代が繰り返され、一方で理想的な二大政党制の国として評価されたイギリスが、60年代後半から70年代にかけて経済的に停滞していた。その原因の一つが、政権交代のたびに国有化と自由化を繰り返す政策の振れ、換言すれば、国民による政権選択の気まぐれさにあったことは疑いがない。

第1節 本章の議論の対象と方法

1) 「権力」概念を用いることの理由

本論文の検討対象は、「権力」と「経済」の関係、とりわけ、現代の経済活動の主要な主体である「政府」と「企業」の関係である。この論文で取り扱う問題の「幅」とは、主として時間的な「幅」を意味する。時間の幅を問題とするのは、本稿のタイトルをなぜ「国家と経済」とせずに、「権力と経済」として、「権力」という言葉を使うのか、にかかわる。序章でも簡単に触れたが、以下でその理由を詳しく説明しておこう。

周知のように「国家」とりわけ現代国家と同様の機能を果たす「国民国家」の概念は、欧米で16世紀以降に確立した絶対主義王政以降の制度を指す。国家の3要素とされる、領土、人民、主権を持つ国家は、絶対主義王政以降の国家特有の現象である。

筆者は、本稿に「国家と経済」というタイトルをつけた場合には、国家概念の上記のような論理的制約により、議論の対象が絶対主義以降の国家と経済の関係に限定されてしまうおそれがあると考えた。序章で述べたように、筆者は本稿で、現代のさまざまな国家と企業の関係の淵源を、ヨーロッパの中世に存在した領主の権限との関係で分析することを企図している。議論の時代的な幅を、近代国家成立以前からはじめる必要があるために、「国家」ではなく、「権力」という言葉を用いることにしたのである。

もちろん、そうはいっても、本稿の主要な関心は市民革命以降の近代国家を経た、現代国家における政府と市場・企業の関係であって、歴史的議論そのものが関心の主要対象ではない。それゆえ、時代をさかのぼる程度も、おおよそ人類の発生以降の全ての権力現象を見るという大がかりな論文とするつもりはなく⁷、せいぜいのところ中世ヨーロッパまでであり、その時代においても、権力と市場に関するごく限られた現象を取り扱うのみである。

権力概念を用いるもう一つの理由は、現代社会においても、過去において必ずしも国家概念で説明できない組織が存在していたし、現に存在もしており、そのような組織と経済の関係を、広く本稿の対象とする可能性を確保することが必要と考えたことにある。1842年南京条約でイギリスの植民地となった香港は、1997年に中国に返還されるまでの間は、ある意味で小さな政府の典型ともいえる独立した自由な経済活動の場であった。しかし、これは国家ではなかった。また、現在、WTOや国連のような国際的な組織がさまざまな意味で企業の経済活動に影響を与えていることも事実

である。これらも国家の概念には包摂されないが、ある種の権力主体としてとらえることも可能である。議論の主たる対象ではないが、国家と経済・企業の関係の将来展望を試みる上でも、現代の国家に限定せずに問題を取り上げる可能性を確保しておくことが重要と考えたのである。

しかし、これについてもこのような問題を本稿が正面から取り上げるものではないことを、あらかじめ述べておこう。どこまでこのような問題に言及できるかは、今の時点では明らかではないが、このような問題の存在を念頭に置いて議論をすることが重要だと考えるために、その幅を確保しておくということである。

2) 本稿の基礎としてのノースの議論の要点の紹介

筆者がこのような幅で本稿を執筆しようとしたことに、もっとも直接的な影響を与えたのは、Douglass C. NorthのStructure and Change in Economic HistoryやInstitutions, Institutional Change and Economic Performanceで展開された議論である⁸。

ノースは「歴史が重要であるのは、単にわれわれが過去から学ぶことができるという理由からではなくて、社会的諸制度の継続性によって現在と将来が過去に結び付けられているからである。今日と明日の選択は過去によって形づくられる。そして、過去は制度的発展のストーリーとしてみた場合にのみ明瞭に理解される。」⁹と述べる。経済法研究者としては、制度が諸経済社会の成果に影響を与え、長期にわたる諸経済社会の成果の違いは、基本的に制度発展の様式によって影響されている、という彼の指摘¹⁰に共感するところ大である。

また、彼は、「組織」が、現存する諸制約の集合から生まれるopportunity setの結果として、はっきりした意図をもって創造され、諸組織は自らの目的を達成しようとする試みの中で制度変化の主要なエージェントとなることを指摘する¹¹。

本稿は、彼のこのような視点を基礎に、権力が作り出す制度と経済の諸組織の関係を法的に検討することを意図している。その基礎となる権力と市場の関係を、ノースの議論を基礎にして、筆者は次のように整理することができると思う。

一方で、権力は一定の空間的広がりの中で他の権力主体・あるいは潜在的な権力主体と、支配のレントの獲得のために常に競争しており、その競争に勝ち残るためには実力（暴力）行使の能力を他の主体より大きくする必要がある。その大きさを決定する最も重要な要因は、権力が支配する領域内の経済力の大きさである。実力行使の能力の形成、維持は非生産的な活動で

7 このような議論は、たとえば マイケル・マン 森本醇/君塚直隆訳『ソーシャルパワー：社会的な＜力＞の世界歴史Ⅰ』（NTT出版 2002年）を参照されたい。

8 中島正人訳『文明史の経済学——財産権・国家・イデオロギー』（春秋社、1989年）、竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』（晃洋書房、1994年）

9 North Douglass. C., Institutions, Institutional Change and Economic Performance. (New York 1990) p.vii

10 North. opcit., p.3

11 North. opcit., p.5

あり、支配のレントの一部をただ消費するだけのものであるが故に、その大きさは支配者が手に入れる支配のレントの大きさに決定的に依存するのである。かくて、権力がどのような制度を構築し、どのような経済成果を達成するかが、その権力の消長を最終的に規定する。

他方で、市場は権力によって、①財産権の具体的な内容が規定され、②市場における取引コストを低減させる各種制度が設けられ¹²、③フリーライダーの出現を妨げて、市場を支えるイデオロギーが確保されること¹³を自らの存在の必要条件としており、権力は自らのレントを最大化するためにこのような制度化を試みる。

過去の歴史は、市場の制度をよりよく利用できた権力が、その経済力をより大きくできたことを教える。

このように権力と市場は相互依存的な関係にある。しかし、同時に、市場がよりよく機能するための市場におけるある種の自由な活動の保障は、権力の存在基盤を内部から脅かす基本的な要因でもある。その理由は、市場における取引が、常に未知のものを求める人間の創造的能力を刺激し、権力の与える制約を超えて、より大きな自由と合理性を獲得しようとするにかかわる。

市場における取引主体の自由と合理性の追求は、長期においてその権力の支配圏における各種の革新と経済成長をもたらす原動力となる。このような革新による市場の拡大は、その種の市場の成長を支える社会構成員の特定の層の経済力の増大をもたらし、その層のより大きな利益の実現のために必要な新たな自由と、既存のルールとは異なる新たな合理性を持つルールの設定をより強く求める傾向を強める。新たな経済発展を支える社会層の自由の要求と、その層の経済活動から見た新たな合理的制度の要求は、既存の権力を支える社会層との間に、支配のレントの配分ルールの変更をめぐる争いを生み出す。

この間の関係をノースは、「成長の過程は、国家にとって本来的に不安定なのである」が、同時に、「成長が全くないことも同じように不安定化作用を持つ。相対的に非効率な財産権は、より効率的な隣国との関わりで国家の生き残りを脅かし、支配者は、消滅するか、基本的所有権の構造を修正して社会が取引費用を減じ成長率を引き上げることができるようにするかの選択に直面する」と指摘する¹⁴。

かくして、権力と市場、あるいは市場における成長を支える経済主体は、常に互いを必要としながら、同時に相手の存在を嫌悪し、それが存在しなくなることを欲するという矛盾した関係に立つ。筆者は、これま

で折に触れ、この両者の関係を年老いた夫婦の関係にたとえて説明してきた¹⁵。相互に、相手がいなくなれば今よりはるかに自由に人生を享受しようと考え、一方で相手が存在しなくなる状況を夢見るが、同時に、相手の存在がなければ単独では自分の存在の基盤が危うくなることを十分に認識しており、いやでも相手の存在を認めざるを得ない。このような相矛盾した関係を年老いた夫婦の関係と表現することはさほど見当違いではないであろうし、これが権力と市場の基本的な関係なのである。

第2節 補完的理論と本稿全体の議論の枠組み

本稿はすでにみたようにノースの議論を方法的な基礎とするが、他にも本稿の執筆に際して大きく影響を受けた議論がある。それらについて簡単な紹介をし、ノースの議論と総合して、以下の本稿の分析を進める筆者の仮説、ないしは議論の枠組みとでもいうべきものを示しておこう。

1) マイケル・マンの議論

現在アメリカで活躍する歴史社会学者、マイケル・マンは、註7・前掲書において、社会を「重なり合い交差しあう複合的な『力のネットワーク群』」としてとらえ、社会における究極的、あるいは決定的な要因を探る。社会の変化、変遷を説明する一般的な理論を構築するという試みにおいて、マンとノースの議論は共通する。

具体的には、マンは、①イデオロギー的な諸関係、②経済的な諸関係、③軍事的な諸関係、④政治的な諸関係の4つの源泉の相互関係として、社会の構造及び歴史を一般的に記述する。

彼は社会の究極的な主要因ないしは決定要因について、「社会形成のレヴェル」を方法上の基礎とするマルクス主義的なアプローチや、「社会の次元」を基礎とする新ウェーバー主義理論の一元的な社会イメージを否定し、上述の4要素の力のネットワーク群として社会の構成、変遷を説明しようとして、次のように述べる¹⁶。

「数多くの目標を追求する人間たちは社会的相互行為の数多くのネットワークを立ち上げる。これらさまざまなネットワークの境界と能力がピタリ重なり合うことはない。あるネットワークは他と比較して、内向集約的かつ拡大包括的な、権威型かつ伝播型の社会的協同を組織するより大きな能力を持っている。その最大のものはイデオロギー的な<力>、経済的な<力>、軍事的な<力>、政治的な<力>—つまり四つの社会的な<力>の源泉のネットワークである。これらの一つ一つは明確な形態をもつ社会空間的な組織

12 D.C.ノース 註8・中島正人訳前掲書26～27頁、34～36頁

13 ノース 註8・前掲書 74～75頁

14 ノース 註8・前掲書40頁

15 2009年6月13日中国南昌市において開催された第4回中国経済法治論壇「反独断法実施国際研讨会」での来生報告「市場と政府—自由と公正の実現の社会的意義」。

16 註7・前掲書 彼は、第1章で方法論を展開する。引用部分は34頁。

を意味し、この組織によって人間はその無数の目標を、すべてではないにせよきわめて広範に包括して達成することが可能になる。四つの源泉の重要性は、それらが内向集中的な<力>と拡大包括的な<力>とを結合させている点にある。」

本稿はマンのこのような方法論を参考にしつつ、分析の対象をその経済的な力のネットワークとしての政府と企業との関係とするものである。

2) ジョン・ミクルスウェイトとエイドリアン・ウールドリッジによる株式会社の議論¹⁷

エコノミスト誌の米国担当編集主幹とワシントン特派員の二人のジャーナリストによって執筆された『株式会社』は、紀元前3000年の古代商業から21世紀初頭までの「会社制度の変遷を追いつつ、最新の企業制度の有効性を論じた」ものである。この本は、各時代の経営の実態と、その社会的影響を合わせて分析するもので、豊富な歴史的知識と企業経営の実態への精通が要求されるために、類書がほとんど存在しない独自の著作と評されるものである¹⁸。

同書は、紀元前3000年から紀元1500年までの「貿易商人と独占商人の時代」、1500年から1750年までの「帝国主義者と投機家の時代」、1750年から1862年の近代株式会社制度の確立に至るまでの「長い苦痛の末の誕生」、1862年から1913年までの「アメリカにおける大企業の台頭」、1850年から1950年の「イギリス、ドイツ、日本における大企業の台頭」、1913年から1975年までの「経営者資本主義の勝利」、1975年から2002年までの「会社のパラドックス」、1850年から2002年までの「影響力の代理人—多国籍企業」、「会社の将来」という章建てで議論を展開する。このような章建てで論じられる各時代の権力と企業の関係や、各時代の企業の特徴、すなわちそれを規定する法制度の当該社会の経済成長に与えた影響の分析は、本稿において、権力と市場の関係を検討するための非常に大きな示唆を得ることのできるものであった。とりわけ、会社の力の源泉をその不老不死性に見出す視点は¹⁹、国家の不安定性について「情報費用、技術、人口（あるいは一般的に相対要素価格）の変化は、すべて明らかに不安定化作用を持つ。同じく重要なのは、支配者がいつかは死ぬという事実である」と指摘するノースの

議論²⁰との対比で興味深い。

ノース、マン、ミクルスウェイトとウールドリッジの3つの著作は、本稿の今後の議論の基本的な発想と枠組みを支えるばかりではなく、具体的にその議論の内容をしばしば引用して今後の分析の助けとするものである。あらかじめそのことについて触れておくべきだと考えたのである。

3) 本稿における來生の議論の前提となる仮説、あるいは議論の枠組み

これまでの議論を総合して、本稿の今後の分析を展開する基本的な枠組みを整理しておこう。整理の視点は、権力と市場あるいは企業との関係、および権力と企業の基本的な性質の認識という視点である。

①権力の性質

権力は、一定の空間（圏域）における実力（暴力）の行使能力を独占することによって、その空間に存在する他の組織および人の意思決定、あるいはそれらの主体の現実の行動に直接・間接の影響を与えることのできる存在である。権力のこのような作用を権力による支配と言おう。しかし、権力は支配の代償として、その圏域内における平和と安全を他の組織ないしは主体に保証せざるを得ない。それが他の主体が権力の支配を受け入れる見返りだからである²¹。

権力による支配空間の平和・安全の保障が、権力主体とその圏域の他の主体の共通の利益・共通善であり、それは権力が保障する最小限の公共性である。

経済的規制と対比される警察的規制の源となる考え方については、後に改めて検討を加えるが、神の平和に由来する警察権の国王による独占の過程は、それに先立つ中世ヨーロッパにおける各権力主体の大小さまざまな圏域の存在と、それを超える範囲での実力の行使の正当化²²というコンテキストで理解されるべきことと考える。

②権力間の競争に勝つ必要条件としての経済力

権力は自らの圏域内での潜在的な他の権力主体、あるいは自己の圏域外での他の権力主体と常に競争をして、みずからの支配領域を安定させ、拡大し、それによる支配のレントの拡大を望む存在である²³。権力主体の競争力の大小を決めるのは、圏域内の経済活動から権力主体が強制的に取得する富である。これが支配

17 ジョン・ミクルスウェイト エイドリアン・ウールドリッジ 鈴木泰雄訳 日高一郎・高尾義明監訳 『株式会社』（ランダムハウス講談社 2006年）

18 ミクルスウェイト・ウールドリッジ 註17・前掲書 監訳者による解説。255頁

19 ミクルスウェイト・ウールドリッジ 註17・前掲書 11頁

20 ノース 註8・前掲書41頁

ミクルスウェイト・ウールドリッジは、この不老不死という特権そのものが、政府や世間から会社が激しい怒りをかう原因になったことを指摘する。註17・前掲書 11頁。市場の機能を維持することが本来の目的である独占禁止法制が、多くの消費者の自然の選択によって成立した押しつけられた独占に対しても、規制への志向を強く持つことの一つの原因も、このような権力と企業の反感の中にあると考えることができる。このような理解は、独禁法の法的な性質の理解に新しい光を当てる可能性がある。

21 権力が暴力だけを支えに自らの支配を貫徹するわけではない。これについては福田敏一「権力の諸形態と権力理論」芦部信他編『講座基本法学6』（岩波書店 1983）10～15頁。しかし、いずれにしても基礎となるのは暴力とそれを背景にした操作である。

22 ゲルマン古来の「血の復讐」に由来するフェーデ、すなわちすべての自由人が持つ、侵害された自己の権利を裁判手続に訴えることなく実力で回復する権利、の制限・禁止の運動が、最終的に有力諸侯や国王の警察権の独占につながり、近代国家の成立につながる。経済的な警察規制についても、このような歴史的コンテキストでの理解が必要となると考える。

のレントにはかならない。その名目は多くの場合税であるが、税に限られるものではない。強制的に獲得できるという要素が重要な要素であるが、以下では「税」という語を、これらのすべての収入を含む用語として用いよう。

権力主体が税として得ることのできるの、支配圏の各経済主体が生産する富の一部であるので、税収の大きさは当該支配圏の生産力の総量に規定される。当該支配圏の経済成長を持続するか、支配圏を拡大しなければ税収の継続的拡大はなく、権力主体の競争力の拡大もない。それゆえ、他の主体との競争に勝つために、すべての権力主体は自らの圏域内での財産権の制度構築や取引コストを削減する諸制度の確定を通して、みずからの支配圏域内での経済成長をより大きなものにすることを試みる。長期にわたる支配のレントの拡大を試み、あるいは直接的にその支配圏の物理的拡大を試みる。支配圏の物理的拡大は軍事力の支えを必要とするので、そのために圏域内の効率的な経済制度の構築は大きな意味を持つ。それに最もよく成功する権力主体が、より大きな範囲での暴力の独占に必要な経済力を持つからである。

そのために、権力主体は既存の経済生産のハード（生産技術）及びソフト（生産と流通と分配の制度、生産技術の利用・革新に関する知識のストック）の両方に係る技術を発展させ、進んだ技術を利用するための資本の負担とリスクの分散について、所有権の構造を規定する制度を工夫する。その優劣が権力の支配圏の大きさを決定する。

後の章で、水車の利用をこのような観点から整理してみよう。権力主体にとってる刃の剣である経済活動の自由の承認の範囲の問題もこの問題にかかわる。

③経済主体間の競争と拡大本能

他方で、個人であれなんらかの組織であれ、経済活動の主体は、自らの生産の拡大が余剰を生み、その余剰が自らの生活の安定や他の主体に対する強制力行使しう立場への転換を生み出すことから、必然的にその生産の拡大を望む。ある経済主体の存在する圏域内には同業の他の経済主体が存在し、あるいは取引関

係にある他の経済主体が複数存在する。いかなる経済主体も、みずからの生産力の安定的発展（少なくとも安定）を望み、単独であるいは一定の職業集団として集合的に、権力主体との関係を良好に形成することによってそのような安定、ないしは発展を確保しようとする。換言すれば、すべての経済主体は他の経済主体と競争して、圏域の権力から特別の優遇を求めようとする傾向を持つのである。

権力からの優遇の獲得の代償は、企業から権力への経済的な利益の提供である。特許企業はまさにそのような典型例であるし、中世ヨーロッパの都市の発展に支えられた王権の拡張と絶対王政の確立もこのような関係の典型である。現代社会でいえば、政治献金やロビイングにまつわる諸関係がこの種の対価関係を示すものである。

しかし、古くから経済主体の活動のある部分は、特定の権力主体の圏域を越えて、複数の権力主体との関わりを確保しながら行われて来た。紀元前2000年にさかのぼる古代アッシリアの遠隔地商人、紀元前600年にはすでにアフリカ周航を行っていたフェニキア人の海上貿易、ローマ帝国滅亡後のイスラム教徒によるインド洋、アラビア海、地中海を結ぶ商業、11世紀以降のベネチア、アマルフィ、ピサ、ジェノバ等の都市国家による地中海商業圏の確立、北ドイツ諸都市のハンザ同盟による北海、バルト海商業圏の確立等の遠隔地商業、12世紀後半以降、それらの商人の活動と密接に関連して発展した銀行等の各主体は、古くから複数の権力主体との関わりで経済活動を行ってきた²⁴。これらの経済主体は、複数の経済圏域でそれぞれの権力主体に保護を求めつつ、他方では時に権力主体に対する戦費の調達等の金融を行うことで、国際的に、各圏域の権力と独自の関係を築いてきた²⁵。

このような経済主体は複数の権力との結びつきを持つが故に、複数の権力主体間の利害調整を可能にする、より上位の権力の出現を求める傾向をもつ。それが中世の封建制を絶対王政に変えた原動力であり、その後の世界市場形成の軸にもなっている。重商主義以降の世界市場の発展は、ある意味で、このような権力

23 ノース 註8・前掲書31頁で、彼は国家を「暴力に比較優位を持つ組織であって、成員に課税する権力によってその境界線が定まるところの地理的範囲をその広がりとして持つ」と定義する。その定義を前提とした、34頁における、支配者が富ないしは効用の極大化を目指す国家モデルの3つの特徴の指摘を参照されたい。そこでは①国家が保護と正義のサービスと収入を取引すること、②成員の各集団を分離して、それぞれに対して国家収入が最大となるように財産権を工夫すること、③他の権力等のライバルによりその成員の機会費用によって制約されていることが指摘されている。

彼の国家という表現はそのまま本稿での権力主体に置き換えることができる。

24 グルト・ハルダッハ ユルケン・シリグ共著 石井和彦訳『市場の書』（同文館 1988）15～22頁、60～63頁、70～71頁、100～104頁等。

25 ステープル・オブ・ロンドンが、1357年に、イングランドのエドワード3世に対する戦費調達の見返りとして、羊毛の輸出関税の徴収権を得た例などは、このような権力と経済主体の特殊な関係を示す。

William J. Bernstein, *The birth of plenty : How The Prosperity of The Modern World Was Created* (New York : McGraw-Hill, 2004) p.152

しかしこのような特殊な関係の形成は大きなリスクをもち、1339年に、エドワード3世の戦費調達を引き受けていたバルディ家とベルツィ家のフィレンツェの大銀行二つが、彼が国内の徴税の失敗によって債務不履行に陥った際に連鎖倒産をしている。

このような商人と権力の結びつきが、徐々に個人的なものから関税等の制度的なものに変わるプロセスが、権力の国家化のプロセスでもある。これについては第2章以降で論ずる。

と企業の特種な結びつきの歴史だともいえる。そこには現代の多国籍企業の問題につながる権力と国際市場あるいは国際的企業の関係が存在するといつて過言ではないのである。

また、権力主体が徴税等の権力に不可欠な活動を他の経済主体に行わせることは古くローマ帝国にさかのぼっておこなわれてきた。ローマ時代の徴税請負会社は一種の株式会社 (joint-stock company) 形態をとっていたといわれる²⁶。ヨーロッパでは、歴史をさかのぼればさかのぼるほど、権力主体が国家としての性格よりは個人としての性格を強めることはよく指摘されている。

そのような中で、権力主体がさまざまな経済活動を自ら営むコストを考慮して、他の主体にそれを請け負わせ、独占的な利益の保障の対価を支払わせる形が取られることは稀ではなかった。これが特許企業の起源であり、歴史的にみれば、権力と企業の結び付きは様々な形態をとってきた。イギリスの東インド会社は、軍事力の行使という権力の核心機能をも、私的な会社の中に認められる存在だったのである。

企業は、一方で自らの利潤の拡大を担保するために、権力と特別の関係をむすぶことをためらわない存在である。歴史をさかのぼればさかのぼるほど、権力が公的なものを象徴し、市場あるいは企業が私的なものを象徴するという、市民革命以降の社会を特徴づける公私の区分があいまいになり、公と私が一体化した関係が普遍化する。公的なものが私的な性格を強め、私的なものが権力と接近し、その一部の機能を担うという現象が見られるのである。

前章でみたように、本稿は、このようなコンテキストで公企業の特許と警察許可の関係を直視することを一つの目的とする。そのような作業を通じて、混沌として定かな行方が見えないように思われる国家と市場の関係について、なんらかの視点を樹立することを試みたいというのが本稿の最終目的である。

T.S. EliotのFour Quartetsの冒頭におかれた次のフレーズと註9で引いたノースの議論の類似性を指摘しつつ、権力と市場、権力と企業の関係の歴史的視点からの再整理が本稿のねらいでもあることを確認して、本章のまとめとしよう。

Time present and time past
Are both perhaps present in time future,
And time future contained in time past.
If all time is eternally present
All time is unredeemable.

第2章 中世ヨーロッパの権力と経済

本章では、絶対主義王制が成立する以前の中世ヨーロッパにおける権力、すなわち荘園領主や国王とその支配領域における経済の関係を検討する。権力主体の基本的な経済構造を第1節で検討し、水車のバナリテによる収入と権力主体の義務の関係を第2節で検討する。

歴史社会学において、18世紀以降の産業資本主義の萌芽をこの時代に求める有力な見解がある²⁷。あらゆる生産要素の商品化、私的所有の絶対性や労働の自由といった資本主義の要件を欠くが故に、この時代に見出しうるのはあくまでも資本主義の萌芽に過ぎない。しかし資本主義の萌芽が見出される時代背景の中で、領主と水車の設置・利用・維持の諸関係の中に、現代の公企業といわれる企業群と国家の関係の原型があり、警察という観念であらわされる公共の利益の原型もこの時代に淵源を持つといつてよい、というのが筆者の主張のポイントとなる。

この章で、筆者は、警察許可と特許という現代国家における権力と市場の関係の二つの典型例の原型をこの時代に求め、その分析から現代における両者の関係に新たな光を当てる視点が構築可能かを検討してみたいと考える。残念ながら、紙幅の関係で本稿ではそこまでの検討ができない。本稿では、水車のバナリテと権力の義務の関係の解説までを検討の対象とするにとどめざるを得ない。

それに先立って、この時代における権力と市場、ないしは経済活動の状況を概観することが必要となる。経済活動の背景となる権力の実態が、市民革命以降の今日の状況とは全く異なるものであるからである。第1節は本章の検討の序論として位置づけられる。

第1節 権力主体の経済構造

第1款 初期中世における権力の構造的特徴

カール (シャルルマーニュ) 大帝の死後、フランク王国が分裂する過程で、いわゆる封建制が確立する。封建制社会とは、自由人 (封臣) が別の自由人 (主君) に対して服従と奉仕の義務を負い、主君は封臣を保護し扶養する責務を負う契約で保障された関係が、身分の最も高いものから低いものに至るまで網の目状に社会の全体を覆う社会として規定される²⁸。9世紀以降の初期中世²⁹の政体の特徴は、権力主体の領域支配の脆弱性にあった。

マンはこのような脆弱な封建国家の要素を以下の4要素で説明する³⁰。

26 Bernstein, opcit., p.151

27 マン 註7・前掲書404頁、426頁でマンは西暦1000年頃から持続的経済成長と国家権力の成長開始が見られることを指摘する。

28 Norman Davies, Europe (London 1996) pp.306~316

29 ここでは9~11世紀の中葉まで、小規模な城を拠点とする集落が君主と農民を関係づけていた時代を初期中世とし、それ以降13世紀中葉までの、封建時代の文化が開き、世襲貴族が力を伸ばした時代と区別して議論する。Davies註28前掲書pp.309~311

30 マン註7前掲書424~427頁

①王、皇帝、公、司教公、伯、司教等のさまざまな称号を持つ領主が、通常、単一の支配者として最高権力をもつ。

②領主の正式の権力は、従属する臣下が臣従を誓い、主として軍事的助力による奉仕を行い、その代償として領主から保護ないしは土地の下付を受けるという軍事契約のさまざまな形態のどれか一つに依拠した。

③領主はその支配圏の住民全体に対して、明白なアクセス権を持っておらず、領主の支配圏における諸機能は、別の自律的な権力行使者である臣下を通して行使される間接支配の構造を持った。しかも、臣下は常に単一の主君にのみ仕えるものではなく、区分された土地ごとに複数の主君に仕えることも稀ではなく、その場合、有事の際の従軍も臣下の選択によったために、領主の間接支配は、他の領主との関係を前提とする構造的に相対的なものであった。

このような領主の支配権の脆弱性は、すべての都市地域で見られ、自治体、寡頭政、司教公といった名称の都市の権力機構は、隣接する領域的諸侯からある程度の自律を享受することが多かった。

このような支配の相対性がない場合でも、最高権力の所有者の支配権³¹は、領域を超えた教会が王の祭儀と読み書きという官僚機構のインフラストラクチャーを支配していたこと、裁判権も教会や臣下の領主裁判権と共有であったこと³²、軍事的な支配権も有事に限られ、他の領主の家来に対してのみ行使しうるにすぎなかったこと、最高権力者には財政的、経済的な再配

分権が全くなかったことによる脆弱性をもつものであった。

④ヨーロッパ社会全体の治安の悪さ、実力の行使と正義の一体化といった事情や、馬上で甲冑に身を固める高価な武装を賄える経済力の有無といった封建国家の軍事的性格が、騎士³³が徴収する「保護の見返り課金」の収益を増大させ、騎士か非騎士かの区別が、自由民か非自由民かの地位の標準的な区別にとって代わった³⁴。

第2款 権力の収入源に見る国家性の希薄さとその克服

(1) 中世初期から中期の国家性の希薄さ

中世初期から中期にかけての権力の収入の主要な源は、その土地所有からのあがりであった。その基本となったのは、所有する土地の生産する食料に対する権利 (food rents) であり、そのために中世の王は自らの支配するさまざまな土地を旅して、その土地の産物を消費する存在であった³⁵。

ラムゼーとその後の研究を基礎にしてこの問題を論ずるマンによれば、ヘンリー 2 世の1171年度～72年度の総額21,205ポンドの歳入の内訳は、王領地からの地代が全収入の60%、空位司教領地からの地代が20%³⁶、スクーティジ (scutage) と呼ばれる兵役免除税が10%³⁷、司法権の行使による罰金が7%、私的なえこひいきの見返りの貢ぎ金³⁸が3%である。同様に1186年度～87年度の24,582ポンドの歳入の内訳は、王

31 A. ジェラルド『ヨーロッパ中世社会史辞典』(藤原書店 2000年新装版)「国王」124～126頁、「国家」128～130頁の項参照

32 古典的研究として、高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』(有斐閣 昭和29年)第1章10～55頁
ジェラルド註31前掲書「裁判」138～140頁の項参照

33 ジェラルド註31前掲書「騎士身分」78～79頁の項参照

34 R.W.サザン 森岡敬一郎 池上忠弘訳『中世の形成』(みすず書房 1978)61～75頁が、ドイツ以外の地における10世紀～12世紀の重要問題として、政治的権威の崩壊、すなわち封建契約における忠誠と義務への要求が、もっぱら個人的な権力のおよぶ範囲に依存し、それを超えるとの何の力ももたない状況が生じたことを、フランス王とアンジュー伯とアンジュー伯の下のロック領主や城主との関係で分析する。

マンの整理との関係で興味深い指摘は、11世紀中葉までは世俗の統治が大規模な強盗にほかならないという状況があったこと、しかしゆっくりと「より複合的な組織化された社会の積極的な長所にもっと敏感な何かが必要となって」きて、統治が「被征服地域からの搾取体系以上のものとなり、そこに諸資源の平和的利用と裁判のための形式的手続きが発展した」ことの指摘である。67～68頁。

文字による統治が再び復活し、大学が創設されてその卒業生であるマスターが教皇庁から小バロンの館に至るあらゆる権力の組織に入り込み、それによって有効な統治の範囲が拡大した。

35 ノルベルト・オーラ 藤代幸一訳『中世の旅』(法政大学出版局 1987)233～240頁に、当時の王の領地巡行の詳細な叙述がある。このような旅は王だけではなく、高位聖職者も行った。

9～10世紀には、ローマ時代の断片的に残っていた税制度は完全に消滅したために、国王の歳入源は他の大土地所有者の収入源と同じになった。多くの権力者にとって、その収入源の主たる部分はfood rentsであり、土地所有者はその生産地でそれを消費するために、彼らの所領を旅をして歩いた (Encyclopedia Britannica, Revenue and taxationの項目)。

36 司教職が空位になったり、領地の相続人が未成年ないしは女性である場合に、その承継に王の保証が必要であり、王はその保証の見返りとして、相続人が成年に達するか結婚するまでその領地の10分の1税のすべてないしは一部を受け取る制度。全ヨーロッパの君公に共通の封建的特権の一つ。

37 王が軍事的な遠征への参加を免除する代わりに家臣から受け取る一定の金額ないしはもの (馬が代表例)。王にも騎士にも便利であったために、12世紀から13世紀にかけて、貨幣経済の拡張とともにヨーロッパ全域で広まった。特にイングランドで発達した。最初は王の軍事サービスを完全に果たせない教会のtenants in chiefである騎士に課せられたが、騎士の不動産に対する一般的な税となり、13世紀には課税率も標準化された。

Richard I (1189～99)の時代には、通常のscutageより高額の特設課金 (special fine) が、特定の戦役に課されるようになり、その一般化と増額がジョン王の時のマグナ・カルタによるgreat councilの同意なしのscutageの禁止に結びついた。(Encyclopedia Britannica, scutageの項目)

領地からの地代62%、空位司教領地からの地代11%、スクーティジ9%、タリジと呼ばれる都市および王領地保有者への戦時強制賦課金が7%、罰金6%、貢ぎ金5%である³⁹。

このようなヘンリー2世の歳入構造を分析して、マンは、王の歳入総額の小ささから、その官僚制の規模の小ささを指摘し、基本的な収入が私的財源からのあがりであることから、公的機能の不在と大規模な私的要素の存在、すなわち市民社会に対する自律性の裏返しとしての支配権のなさを指摘する⁴⁰。

また、マンは罰金と貢ぎ金という司法的な権威に由来する収入の12世紀以降の増大を一つの根拠とし、もう一つの根拠として、相対的に一元的な制服国家であるノルマン・イングランドとフランドルからフランス東部・ドイツ西部を経てイタリアに至る地域とキリスト教にとどまっていた地中海沿岸地域の分権的な政治機構との比較を示しながら、市場経済の一般化に必要な権力による所有権の確定と取引コスト削減のための制度化について次のような分析を行う⁴¹。

①12世紀に、イングランドばかりではなくヨーロッパ全体で裁判管轄に関連して国王の権力の集約が進み、ヨーロッパにおける国家建設の第一局面となった。

②教会が世俗の事件についての国家の司法的な役割を支持し、それへの服従を命じた。西暦1000年以降の全ヨーロッパのキリスト教化により、国家に対する教皇の支持がヨーロッパにおける国家の正当化に貢献した。

③100年戦争の結果が、領域を前提とする国家の観念を助長する要素を持ち、エスニック・コミュニティが、司法ルールと諸慣習の定着化という共通ルールの上に打ち立てられた。

④ノルマン・イングランド以外の、領域国家が存在しない経済的にダイナミックな地域においては、さまざまな政治機構が機能しており、伯爵、公爵だけではなく、王でさえも、都市の独立的な自治組織に代表される諸機構や司教区と支配力を共有していた。このような地域では、市場の機能に必要な、所有権の確定等の私法的な問題の制度化について、伝統的に教会は貢献

して来ず、商人等の自治的な組織がその制度化を担って来てもいた。

しかし、広域な領域国家が存在していたところでは、領域国家の多くは経済の問題、とりわけ所有権の規定に大きな役割をはたし始めて、広範な経済成長と密接に関わり始めた。

⑤とはいえ、国家による地方の権力主体への干渉は、発展の原動力を担っていた分権的諸力からの抵抗を受け、その司法的拡大も急激には進まなかった。

⑥中央集権制が相対的に強いイングランドの王が課税権を持ったのは、戦争の遂行に関する貢納貢献であった。王は当初、課税よりは、封建徴募制で徴募兵を好む傾向をもっていた。しかし、12世紀末には、徴募制の基礎となっていた王からの土地の下付による土地保有が、世襲パターン複雑さによって細分化され⁴²、軍事義務の査定が困難になる一方で、戦争の性格に変化が起こり、戦費の増大を生じさせ、臣下の出陣への消極性とあいまって、scutage等の兵役免除税が妥協の産物として一般化した。

⑦都市との関係では、国家は相対的に大きな機能を発揮しつつあった。絶対的な私的所有権の欠如は、土地取引の紛争を解決する領域超越的な権威、すなわち国王による土地取引の保証を必要とした。都市の発達には土地取引の増大を意味し、国王はそこから生ずる膨大な収入をあてにできた。

と同時に、国王は国際的な外国商人と取り決めを結び、その保護の見返りに金を受け取る関係を形成した。外国商人と国王は協力して、13世紀～14世紀には商人ギルドに対して管理の国家規制を行うようになり、教会の規範的平和に代わる法の確保を行った。

⑧しかし、1200年までは、一般的に言って国家は経済に対する取引コスト削減の制度化をほとんど行わず、領域を持つにいたったとはいえ弱体で、独占的な力を欠く国家としてしか存在していなかった⁴³。

それが軍事技術および領域国家間の平和という二つの要素によって変化しはじめ、領域国家の間で活動する商人たちは、保護を求めてますます国家に頼るようになり、その結果、国家の力を増大させた。

38 王の司法権の及ぶ領域内で行われた、判決の取り消し、官職の付与、結婚のあつせん、公益あるいは生産の独占権の付与等の行為に対するある種の対価。このように、司法権の行使が決して公的なものではなく、むしろ私的な性格のものであったことに十分に留意すべきである。

39 マン註7前掲書454頁 1186～7の戦時強制賦課金タリジは、騎士ではなく町邑に対する課金

40 Ibid.

41 マン註7前掲書455～460頁

42 封土は原則として分割も譲渡も不可能であった。封建契約はどちらか一方の当事者が死亡すると自動的に無効となることが原則であったが、実際には、封臣は主君との関係と、封土の分割、処分の権利を確保しておくためにあらゆる手段を講じ、主君の側も、女性、下位の者、不適格者の相続を規制するために入念な対策をとり、契約には特例や常軌を逸した条項が数多くあったことが指摘される。Davies註28前掲書p.312

ジャック・アタリ 山内昶訳『所有の歴史』（法政大学出版局 1994）186～187頁はイングランドではないが、ヨーロッパの封建制の下でのこのような土地相続の実態を示す。

43 13世紀において、国民国家の意識がヨーロッパには存在しなかったことについて、Davies註28前掲書pp.380～381

当時のヨーロッパ人々の共同体意識は、自分の生れた村や町、あるいはその地方で共通の言葉を話す集団に属しているという意識であり、同じ封建君主をいただく男女の集団、同じ特権を持つ階級、さらにキリスト教という大きな世界に属しているという認識だったと指摘される。159頁

(2) 中世中期から末期にかけての国家的要素の増大

マンは1155～1452年のイングランドの国家歳入総額の時系列的な分析を行い、この間のイングランドにおける国家的な要素の増大について次のような指摘をする⁴⁴。

①歳入全体の増加が、関税収入の増加と徴税の増加によって実現される。それによって伝統的な王家の所領からの地代と裁判からのあがりの収入の割合は低下する。

②1275年のエドワード一世による羊毛の輸出に対する最初の関税の賦課⁴⁵が第一歩になって、十分な国家財政のみならず、一元的領域国家出現への道が開かれた。

関税の導入が成功した背景の一つには、商人たちが国際活動を行うためには軍事的保護が必要であることを認識した点にあり、その収入は国王の世襲的收入に算入されず、海軍用の目的限定的な税として使われた。

③イングランド以外の他の諸国家においても、軍事費の確保のために国王と商人との密接な財政的関係が結ばれた。

④14世紀にはイングランドでは、直接税が実質的に安定的な収入源となったが、それと間接税である関税を加えると国王収入の半分以上が税金からのあがりとなった。100年戦争のプロセス⁴⁶で、騎士を中心とする軍事技術から歩兵と弓兵と騎兵を組み合わせた複雑な編成の軍事技術への転換があり、この戦術競争に対応するために戦費が増大し、税金は軍事目的のために承認された。

⑤しかし、支出に関しては、軍事的な機能と、王家の私的な出費とより公的な出費の区別はなく、その区別を実質的につけることも困難であった。王の私的な支出はほぼ一定していて、国家の公的な機能の大部分は

軍事にかかわるものであった。

⑥中でも、戦費を賄うための借入金の返済は、戦争の持続期間を超えて長期に行われ、戦費の増大による負債の返済の増大が、君主の私的な、世襲的な収入によっておこないうる規模を超えて、平時における課税を不可避とし、このような財政手法自体が財政機構そのものを強大化した。徴税コストの削減がこれ以降各国の大きな課題となる。

⑦このプロセスで、外国との交易に利害関係をもって商人⁴⁷と、商業的な投機を行っていた貴族や聖職者、国王自身とのつながり、とりわけ国王とのつながりが強まった。領域的国家が成長しつつあったところでは、商人と銀行のネットワークが単独の君公への依存をしだいに強めた。それはその君公の債務不履行のリスクを商人と銀行のネットワークが大きく受けることを意味した。1339年エドワード三世の債務不履行によるイタリア商人・銀行への影響はその代表的な例である⁴⁸。

この時代の金融システムは、自律的な商人・銀行部門と、貴族・国家部門というそれぞれ相異なる原理を体现する2部門が存在しており、普遍的金融システムと言えるものはまだできていなかった。しかし、国民統合のメカニズムが姿を現し始めていた。

⑧このプロセスにおいて、直接的なわいろの提供や定期的な帳消しの可能性があらかじめ組み込まれた好条件の貸付金等の金銭的な貢献をする代償として、君公からその支配領域での保護の特権を得ていた商人たちが、国家の領域性が増したところではその自律性を失い、関税等の制度的な財源と保護の関係が一般化した。またそれは、王の権力が脆弱であった西部および西南部ヨーロッパにおいて存在していた、自由な商業空間が消滅するプロセスでもあり、13世紀から14世紀にかけて、商人たちがいずれかの地域に徐々に国家帰

44 マン註7前掲書460～485頁

45 1275年のエドワード一世の最初の議会（Parliament）において、羊毛一袋当たり7シリング6ペンスの率で関税が徴収されることが決まった。第一次ウェールズ戦争の期間を含む羊毛関税開始直後の4年間の税収が4万2000ポンドに上り、この課税形態が定期的な徴収可能性と緊急時の増税可能性をもち、王にとって利点をもった。そればかりではなく、羊毛関税によって王は、それを担保とすることにより金融業者からの借り入れが可能になった。

エドワード治世の前半の王への主要な貸し手は、ルッカのリッカルディ商会であったが、王の貸付金の担保として、同商会は1275年～94年のイングランドの関税収入が与えられたことが指摘されている。エドモンド・キング 吉武憲司訳『中世のイギリス』（慶応義塾大学出版会 2006）193～194頁

46 Davies註28前掲書p.423において、デーヴィスは「イギリスにとって、この百年戦争という時期は、国家共同体の形成に決定的役割を果たすものだった。この戦争が始まった当初、プランタジネット朝イギリスは、王国としては文化的にも政治的にも、文明国フランスの在外基地のようなものでしかなかった。そしてこの戦争が終わる頃、大陸の所領を失い、ランカスター家に王位を移したイギリスは、大陸から隔てられた安全な島国にあって新たなイギリス人像に目覚め、自信を得るようになっていた。アングロ・ノルマン体制は完全にイギリス化された」と述べる。別宮貞徳訳『ヨーロッパⅡ中世』（共同通信社 2000）231頁

47 中世の商業の発展、銀行の役割、権力との関係については、後に章を改めて検討を加える。ここではとりあえず、11、12世紀のイタリアの初期都市において、家族、個人的自由、投票権、遺産、企業、競争、為替手形、保険、株式会社といった観念がヨーロッパで最初に形成され、以後これらの観念が我々の経済的、政治的地平を今も限っている、というアタリの指摘（註42前掲書209～210頁）と、イタリアの諸都市で発達した「12世紀後半及び13世紀の数多くの商業上の技術革新—契約取引、共同出資、保証貸付、取引手形、海事法—」が、交易を通じて北方に広まり、「これらの技術すべてによって取引コストが削減され、一層効率的で拡大包括的な交易ネットワークが可能になった」というマンの指摘を紹介するととどめる。註7前掲書475頁

48 Edwin Green, Banking, (Phaidon・Oxford 1989) p.16～17 イタリアのBardi, PeruzziとAccaiajoliの3家がエドワード三世の百年戦争遂行の戦費に巨額の融資をしたが、債務不履行となり、その影響は当時の国際金融市場における商人や君公に対する信用供与に大きな影響を与えた。

属化して行くプロセスであった。

その代表例がstaple of London⁴⁹による羊毛輸出の独占権の獲得と、安定的な国家収入である羊毛輸出税の制度化であり、このような結びつきがこれ以降の戦争を国土の拡大だけではなく、市場の制服を目的とするものに変えた。

⑨国家の拡大は王家とその官僚機構にとっては大きな利益であり、戦費のための課税が永続化することによる財政機構の拡大に、貴族や聖職者、商人は反対する。マグナ・カルタから19世紀に至るまでの君主と臣下のすべての争いは、臣下にとって決定的な資源である税金と兵員という二つの資源を、国王が独自に徴募しようとしたことに起因し⁵⁰、兵員徴発の必要性は、通常、税金徴収の必要性に導かれた。

⑩中世初期から中期にかけての経済の拡大は、ある時点までは遠距離奢侈品の交換の増大⁵¹をもたらした。土地所有者と都市居住者との国家を超えた連携を強化したが、ある時点からは、成長が国家領域内での交換関係の発展に移行した。需要全般の増大だけではなく、商人の国家帰属によってもこの動向は促進された。

⑪君主はこの間、税による増収を図るたびごとに、そ

の歳入を担う臣下や商人との交渉、抗争に巻き込まれ、それが領域的・中央集権的国家における階級闘争と宗教戦争を先鋭化した結果、局地的権力から成り立っていた局地的地勢と、国家を超える地勢との重要性を減じ、国家と宗教と経済とが一体化し、近代社会の社会的地勢が出現した。

それを象徴するのが、国ごとの言語の発達による、国を単位とする共通の文化の誕生である。

第2節 水車と領主バナリテ

第1款 領主のバナリテと水車

(1) 領主のバン権力

第1節の第1款でみたように、初期中世における封建社会の基本的な構造は、最高権威である王の権力性の希薄さを前提にした、さまざまな分裂した支配権の競合状況ともいえるべきものであった。その要点を整理すると、王の下に第一級の領主がおり、彼らは自分の名前を持つ土地にバン権力⁵²と呼ばれる支配権、裁判権、警察権を行使し、そこから所得、栄光、由緒を引き出している。領主たちの下では領主の家士たちが同じ特権をわがものとし、封地の私有権を獲得しようと

49 正式にはCompany of the Merchants of Staplers。13世紀後半から16世紀にいたるまでイギリスの羊毛の輸出をコントロールした商人の団体 (company)。イギリスの羊毛は、輸出のさまざまな税金の徴収コストを最小にするために、一つの町に集められた。この町をstapleと呼ぶ。stapleの場所はいろいろと変わったが、14世紀にはstapleが当時イギリスに保持されていたカレーに固定され、国王はこの承認団体に羊毛の輸出の独占権を与え、その見返りとして関税を徴収した。この団体は、国王の最大の資金援助者となることによって、15世紀に最も影響力を強く行使した。国王への資金援助を行っただけではなく、カレーにおける取引の規制を行い、同市で商人法を施行し、王のために外交・政治機能を果たした。16世紀以降、イギリスの羊毛の国内消費量が増え、輸出が減少したために、この団体の力も減じた。

Encyclopædia Britannica, Merchant Staplers

50 1236年に、公式の文書に初めてParliamentへの言及がなされたといわれる。キング註45前掲書。174頁。当初におけるその主たる関心は王の財政状態であり、大諸侯と裁判官たちは課税問題に対して、国を代表して意見を述べる権限を持っていた。172～177頁。

51 11世紀のイタリアのジェノバの商人は、北欧の農産物、中欧の織物、イタリアのガラス製品を集積し、これをセネガルやニジェールの金、サハラ塩と銅、アフリカの奴隷、木材、武器と交換し、これをアレキサンドリアで香辛料、織物、豪華な毛織物と交換し、当時の大帝国の中心だったコンスタンティノポリスに持ち込んで、絹地、香辛料、ずっと遠くから来た奢侈品と物々交換し、最後にジェノバに集めて、全ヨーロッパにまき散らしていたといわれる。このために、ジェノバの商人は、1000年以上前に西欧で消滅してしまっていた金融技術を再考案し、イタリア、ビザンティウム、イスラム諸国との通商に融資し、往復の資金を融通するために、何人かの商人の基金を集め、一隻の船を共同購入するための海運会社を復興させ、それに対する権利を権利証として売ることが可能にし、長期にわたるリスクの大きな事業に対応していた。アタリ註42前掲書211～212頁。

52 当初君主が所有していた11世紀以降に現れる領主の特権。

バン (ban) 権力は、命令し、追及し、強制することから成り立つものであった。この権力はシャルルマーニュ治下で最も広い地域に適用された。10世紀カロリング朝フランク王国崩壊後、統一国家の支配が弱まるにつれて、公権力は徐々に皇帝の代理人である伯や辺境伯の手に移り、彼らがその統制を維持できなくなると、さらに副伯や城主に、時には委託され、時には篡奪されることによって移っていく。このような主体によって、各地に建設された城を中心に、最長でも城砦から騎行で半日ほどの相対的に狭い圏内で「城主支配領域」と呼ばれる領域的支配権が形成される。

バン領主制の初期段階、11世紀中葉におこった農村レベルの集団へのバンの権利移転において、この領域内の副伯や城主の権限は、軍隊の編成、街道の警備、裁判の実施等の簡単な権利に限定されていた。11世紀後半から12世紀後半にかけてのバン領主制の最終段階においては、その領地が農村生活の社会的枠組みになる。

バン領主がその支配地の領民に課した負担は、兵役義務 (農民も家臣と同様に徒歩や騎行による遠征参加等の軍事的義務を負った。イギリスではこの兵役は継続し、他の地域では12世紀に租税や戦争用資材の運搬や食糧補給の徴用に置き換えられるが、農民は警備と監視の任務を負い続けた。この兵役は城主がその領地の農民に約束した安全保障の代償の一形態であった。)、特別の保護の引き換えの託身料・護送料などの保護の対価 (マコン地方では11世紀から領主が保護権の名目で領域内の人々に援助金を要求するようになり、それがフランスのタイユ税の起源となる)、領地内の裁判権 (これによって罰金が徴収され、土地が没収されることによって領主の大きな財源となる)、バン領主制の最終段階では市場への出入り、そこでの取引、商品流通 (通行) に対する課税や、バナリテ (強制使用料) によって、あらゆる経済生活がバン領主の支配下に置かれた。

バン権力は大きな収入源となり、バン領主によって徴収される諸賦課が次第に不当徴収とみなされるようになる。当初領主の権威のもとで暮らす人々に平和と正義を保証するとみなされていたものが、数々の高額租税や農民からの収奪やあらゆる種類の悪弊にその姿を変え、それが貴族階級にとって最大の収益になった。ジェラルド註31前掲書274～276頁

努め、時代の進行とともにそれに成功していく。ブルジョワや大土地所有、農民も土地を買うことで、二～三代で貴族となり、近隣の大領主の家士となって、現物、金銭、あるいは時間で賦課租を支払う。その形態は非常に複雑なものとなり、家士たちは自分の支配圏で砦を中心に、農民に対して風車、水車、かまど、搾り機、ビール工場の使用に対して、地域の農民から強制使用料を徴収し、周辺のテリトリーを支配ないし領有している⁵³。

このような小領主の住民に対する使用強制はバナリテ (banalités)⁵⁴と呼ばれる。水車は領主のバナリテの対象として最も古く代表的なものであった。

(2) 中世社会における水車の社会的機能と経済

水車は紀元前1世紀に地中海世界においてほぼ同時期に現れ、また中国でもほぼ同時期に開発されたといわれる⁵⁵。水車の発明からローマ帝国の崩壊までの600年 (BC100年ころからAC500年ころまで) は、西欧のごく狭い限定された数か所でのみ利用されたにすぎなかったが、500年から1200年にいたる700年間で水車は全ヨーロッパ大陸に普及した⁵⁶。

古代における水車は製粉にもっぱら用いられた。しかし中世になると、水車は製粉のほかに、ウール等の布の縮充あるいは縮絨⁵⁷ (fulling)、皮革のなめし (bark for tanning)、製紙 (rags for making paper)、製鉄所のトリップ・ハンマー (trip-hammers) の操作・鉱石の粉碎・炉のふいご・成形やすりの動力、自動のこぎりの動力等としても用いられ、中世における動力革命の主役となった⁵⁸。

各種資料からレイノルズは、中世ヨーロッパで1150年から1250年の間に最大の水車数の増大が見られたと指摘する。全体像を具体的にイメージできる数字を挙げれば、14世紀初頭のパリではセヌ川の約1マイルの

間に約70の水車があり、ウィリアム征服王のドゥムズデイ・ブックを基礎にして、イングランドでは、全域を通じて約6000の製粉水車があり、平均すると50所帯ごとに一台の水車があったとされる⁵⁹。

このように中期中世に急激にその数を増し、さまざまな産業分野での動力として、またパンを焼く製粉の動力として、水車は中世の人々の日常生活においても、経済活動においても大きな重要性をもつものであった。このような水車の普及に修道院が果たした役割は大きかった。とりわけ、未開の荒地の開拓や開墾に専念したシトー会のような一部修道院は水力に依存するところが大きかったといわれる。修道会教団によって建設されたり、あるいは購入された水車は、製粉用のみならず、縮絨、製麻、ビール醸造、皮なめし、ハンマー、鉱石粉碎用の工業用水車も修道院によって供給され、シトー会は中世の製鉄工業において非常に重要な役割を果たしたといわれる⁶⁰。

この水車の利用が領主のバナリテと呼ばれる使用強制の対象であったことは既に見たとおりである。バナリテは11世紀以降現れた領主の特権であり、10世紀までは農民は自家用手碾臼で製粉することが許されていたが、11世紀以降は領主制がある限り水車のバナリテが農民に課された。イングランドではバナリテが1066年のノルマン・コンクエスト以降に大陸から輸入された制度であったために、水車の使用強制が農民の激しい反発を招き、手碾臼とバナリテの争いが最も激しかった⁶¹。この水車の使用強制 (荘園の製粉独占権) から得られる高利益がイングランドにおける縮絨業の発展に最初の刺激を与えたともいわれる⁶²。

他方で、中世中期から末期にかけて、水車の供給は権力主体が直接運用する形態以外に、権力主体が設置して一定の条件で貸与されるものと、土地借用者が報

53 アタリ註42前掲書217～218頁

54 バナリテは農民に対する領主所有施設の使用強制のこと。領主はパン焼き釜やブドウ圧縮機とともに水車を設置し、その投資を回収するためにその使用料や賃賃料を徴収する。製粉代は持ち込まれた穀物の16分の1の分量というののもっとも一般的であった。

領主は自らの同意なしに建設される水車を破壊し、パン焼きやブドウの圧縮を領主以外の施設で行う農民には課税した。ジェラルド註31前掲書275頁

55 T.S.レイノルズ『水車の歴史 西欧の工業化と水力利用』(平凡社 1989) 25～26頁

56 レイノルズ・註55前掲書61頁

57 織り上がった毛織物を洗浄し、叩いて厚くすること、毛織物をフェルト化し高級化するために不可欠のプロセス。堀越宏一「水車は領主のものか? 一つの公共性の誕生」甚野尚志・堀越宏一『中世ヨーロッパを生きる』(東京大学出版会2004) 68頁

58 John Langdon, Mills in the medieval economy (Oxford 2004) p.1

レイノルズ註55前掲書56～57頁、81～101にヨーロッパの工業化の源流を「ヨーロッパの技術者たちが水力の応用を工業面で積極的に拡大し始めた中世後期にまで遡らせるべき」との見解が示されている。

59 レイノルズ註55前掲書62～64頁

イングランドについて、Langdon, opcit., pp12～13で、1086年ドゥムズデイ・ブックの水車数と14世紀初頭の水車数の詳細な比較表がある。

60 レイノルズ註55前掲書, pp115～116

Langdon註58前掲書pp.47～48は、聖職者の水車と世俗の権力主体の水車の供給量を、製粉用と工業用それぞれについて、1300年から1540年にかけて比較する。

61 堀越註57前掲論文66～68頁。堀越はこのような争いの典型例として聖オルバンス修道院院長が1331年、粉ひき水車と縮絨水車の使用強制を実施するために、全領民の家宅捜査と手碾臼の没収を行い、応接室に敷き詰めた事例を紹介する。

縮絨機の使用強制に関連する訴訟については、小説ではあるが、ケン・フォレット 戸田弘之訳『大聖堂―果てしなき世界』中 (ソフトバンク文庫 2009) 188～210頁が当時の訴訟の姿を生き生きと叙述している。

62 レイノルズ註55前掲書121頁

酬を支払って設置するもの (tenant mills) といった形態を発生させた。権力主体の貸与する水車の対価は、メンテナンスの費用負担 (権力主体かあるいは借り手か) の形態によって多様であった。

Langdonによれば、14世紀初めに、水車に対する投資は均衡点に達し、停滞を始める。14世紀中葉のペストの流行は水車の普及にも影響を与え、その数やそこからの収益を減じさせた。しかしそのダメージからの回復に伴い、14世紀後半には水車に対する投資もなされ、14世紀初頭の水準への回復を見る地域もあったが、14世紀末から16世紀初頭までの長期にわたる景気後退が再び水車に対する投資を減ずる。

しかし、にもかかわらず水車産業は、一方で、権力者 (地主) が一時的にメンテナンス・コストをより積極的に負担したり、水車の賃料の支払いの遅延に対して寛容を示すことなどにより、この期間の景気後退の嵐を乗り越え、水車からの収入が安定化し、15世紀の末にかけて投資が徐々に回復するにつれて、今度は権力主体 (土地所有者) 以外の主体、すなわち商人によって、ペストの進行による労働力の減少を補う形で、産業用の水車に対する投資が増加していく。このプロセスで、Langdonは、需要の非常に大きな落ち込みにもかかわらず、水車の供給の主要な形態が直接所有水車 (demesne milling) であり続けたことに注目する。すべての実用的な目的の水車の実質的支配権が取り返しえない形で賃借人の手に移った後でさえ、地主と賃借人の双方が、水車は地主の直接所有の一部として認識されるべきという意識を持っていた。

この形態が水車供給の主要形態として残ったことが、16世紀中葉以降、水車が水車訴訟において荘園の借地人の地位 (manor's tenantry) や、水の供給に関する権利のコントロールといった問題にかかわった重要な理由であるといわれる。このような地主の直接所有形態の水車との対比でいえば、土地借用者が報酬を支払って設置した水車 (tenant mills) は、産業目的で水力の利用を促進するための投資であり、そのような投資に対するエネルギーは非常に大きく、明白であったにもかかわらず、この土地借用者が報酬を支払って設置するタイプの水車の法的地位は、直接所有タイプに比較してより脆弱なものであったといわれる⁶³。

(3) 領主の義務あるいは調整権限と投資主体の変遷

水車が領主の直接所有の形態を強く残し、バナリテとの係わりを強く持ったことに関連して、堀越前掲論文は本稿の課題である公企業の問題に直結する次のような興味深い指摘をする。

①水車に水をひくための水路や堰が自然災害で破壊されることが多く、その維持に要する経費が大きかったことや、水車の水輪の定期的なメンテナンスの費用

が大きかったという、水車の特性により、当時の農民が個別に水車を所有することは不可能であった。すなわち、領主だけがその出費に耐えることができ、領主といえども、その出費に見合う収入の確実な期待がなければ水車が建設できなかった。

②水車の効率的な可動のためには貯水池と水路の整備が不可欠であり、そのためには河川の流に人工的な段差を設ける必要があった。しかし、水が順調に流れる高低差を確保しながら一本の川に設けることのできる段差には限りがあり、そこから水車の設置数を調整する必要が生じたが、それができるのは圏域の支配権を有し裁判権を有する領主だけであり、それが水車建設の権限や許認可権が領主権に属することとなった⁶⁴。

このように水車の設置とその維持は、領主のバナリテと密接不可分のものであり、それが中世の初期から中期にかけて、水車の領主による直接所有が主たる形態であった理由であった。しかし、領主は徐々にその直接的な所有による水車の支配を緩和し、それにつれて水車への投資主体が多様化する。

領主の直接所有からの第一の変化は、直接操業されていた水車をそのまま特定の賃借人に貸与する方式の採用として現れ、次に、領主が水車を建設し、維持する機能からの撤退が見られるようになる。15世紀中葉まではこのような後退は個別にしか見られなかったが、15世紀全体を通じて、領主の直接所有は従たるものとなり、水車への投資を領主が他の主体に許可する形態が主たる形態となり、その場合領主はそのような活動に資金援助をすることもあった。このような推移によって、大規模な水車への投資主体は領主から水車施設の賃借人 (lessee) と土地の小作人 (tenant) に移っていく⁶⁵。

このような投資主体の変遷を経験しながら、中世ヨーロッパにおいて水車の建設と運用は、一定の勢力圏における経済活動や日常生活に大きな影響を与える動力の供給源として機能した。このように水車の機能が地域の住民全体に影響を与えたことから、堀越前掲論文は中世の水車には3つの意味での公共性があったことを指摘する⁶⁶。

その第一のものは食料の効率的な生産のために必要な施設であり、それ自体が公共的存在であったこと、それが領主が建設と維持費用を負担する代償として住民にバナリテという使用強制を課す相互的な関係の中に表現されていること。

その第二のものは、水車小屋が多くの人が集まる場として市場や教会とならんで特別の平和が守られるべき場として観念されたこと。

その第三のものは、水車の設置をめぐる領主の許認

63 Langdon註58前掲書63～64頁

64 堀越註57前掲論文71～72頁

65 Langdon註58前掲書231～232頁

66 堀越宏一註57前掲論文74～75頁

可權が一つの川に水車を建てたい多くの人々の利害を調整する役割の表現だったこと、の3つである。

本稿の次の検討課題は、このような堀越の指摘の法的な見地からの検討である。しかし、放送大学の紀要として筆者に与えられた紙幅はすでに尽きつつあり、また締め切りの時期もすでに終了しているために、ここから先の検討は次稿に譲らざるをえない。

本稿をとりあえず取りまとめた時点で、当初構想における本稿の狙いとするところと、ここまでの叙述に要した時間と紙幅を考えると、当初の構想を完成させるまでには、最低でも3回に分けて本稿の執筆を行う必要があるそうである。

着実に気長に叙述を進める予定であることを述べて、とりあえず第一回の終言としたい。

(2009年11月17日受理)